

学校における働き方改革に向けた取組状況

1. 現状

町内小中学校教職員の勤務時間外在校等時間の状況（月平均）

年 度	45 時間以下の教職員の割合		80 時間以上の教職員の割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和3年度	62.5%	37.4%	7.9%	8.9%
令和4年度	54.3%	38.1%	4.9%	5.6%
令和5年度	62.6%	47.0%	4.3%	7.9%

※令和5年度は2月末までの集計による。

※中学校の45時間以下の割合、小学校の80時間以上の割合においては、改善傾向が見られるが、国の示す時間外勤務上限である月45時間を超える職員が多く、特に中学校の80時間以上の割合においては、改善に向けた改革の推進が一層必要です。

2. 取組の柱

目標を達成するため、「学校における働き方改革に向けた取組方針」に次の4つの視点を柱として定め取組を推進している。

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

3. 行ってきた主な取組

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・スクール・サポート・スタッフの配置

教員の業務（教務事務：印刷、書類整理等）を補助するスクール・サポート・スタッフを国の補助事業により導入。現在2小学校、2中学校へ配置。

- ・支援が必要な子供・家庭への対応

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門スタッフを配置し、様々な課題等に対応している。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

- ・冬季における部活動休養日の設定や時間短縮を行っている。また、教育委員会教育課と生涯学習担当課である未来創造課及び各中学校長により部活動の地域移行等について協議を始めており、指導員等の外部人材・団体を活用した運営に向け検討を進める。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

- ・学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定。その目標や方針に沿って学校経営を行っている。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

- ・学校における勤務時間管理の徹底

毎月、各校からの職員の入校・退校時刻記録の提出により、教職員の勤務時間を把握し、校長会や各種研修等で指導している。また、各校で定例化された学校衛生委員会においても現状把握やその原因について協議が行われている。

- ・学校における定時退校日の設定

各校において、一斉退校日(指定日、曜日設定等)や退校時間を設定し取組が行われ、ワーク・ライフ・バランスを推進している。

- ・一斉閉庁期間の設定

8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日としている。

4. 今後に向けて

現在行っている取組のほか、各学校の実情に応じて工夫と改善を行い、国の示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」を基に、学校及び教師が担う業務の役割分担と適正化を進めていきます。

また、学校教職員一人一人のワーク・ライフ・マネジメントの充実に取り組みます。

文部科学省が推進している「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応